

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は埼玉県の南東部、首都30km圏内に位置し、水と緑豊かな自然に恵まれながらも交通利便性が高く、市域のほぼ中心を富士見川越道路、西部を国道254号と東武東上線がそれぞれ縦断しており、また南東部では国道463号が横断している。市内の3駅を中心に住宅が広がり商業などの都市機能が集積し、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきた。

当市の人口は平成30年3月31日現在で111,016人である。年齢3区分別の人口構成比は年少人口（0～14歳）が約13.0%（14,413人）、生産年齢人口（15～64歳）が約62.8%（69,706人）、高齢人口（65歳以上）が約24.2%（26,897人）となっている。5年前の人口構成比と比較すると、年少人口が0.5%、生産年齢人口が1.9%減少し、高齢人口が2.4%増加しており、高齢化が進んでいる。

当市の産業構造として、事業所数は平成26年現在で2,792事業所であり、産業分類の構成比は、卸売業・小売業が約21.1%と一番多く、次いで宿泊業・飲食サービス業約12.8%、生活関連サービス業・娯楽業約12.2%、不動産業・物品賃貸業約11.5%、建設業約11.3%、と続く。一方、製造業及び運輸業については、製造業約6.2%、運輸業・郵便業約1.9%と少ない。

また、事業所毎の規模については、中小企業者がほぼ全てを担っている。特に、従業員4人以下の事業所が市全体の約62%を占めていることから、中小企業者の中でも規模の小さい事業所が当市の産業を担っている。

事業所数の推移については、平成21年から平成26年までに260事業所減少しており、厳しい状況が続いている。特に、従業員4人以下の事業所が201事業所減少していることから、小規模な事業所ほど事業の継続が厳しい状況である。

当市は富士見市産業振興条例に基づき、地域経済の活性化を図るため、事業者の経営基盤安定への支援やその他地域経済の活性化のために必要な施策等を実施し、産業の各分野における成長等に向け取り組むこととしており、産業振興策の一つとして、中小企業者の事業環境改善を行うことが急務である。

具体的な施策の一部としては、平成30年4月1日に富士見市中小企業チャレンジ支援事業補助金交付要綱を施行し、中小企業者の店舗の改装工事、特許権の取得、資格の取得及びホームページの作成・変更を対象に補助を行っているところである。

今後は、当市の中小企業者が少子高齢化や人手不足、企業間競争等の厳しい事業環境を乗り越えるため、現在の取組に加え、中小企業者の事業課題となっている設備年

齢の高い設備を生産性の高いものに更新し、労働生産性をさらに向上させることによって長期の事業継続を可能とすることが、当市の健全な産業構造の維持、地域経済の活性化に必要である。

【出典】（住民基本台帳）

（経済センサス - 基礎調査（平成21、26年））

（2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するために、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針で定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画は富士見市全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画は全業種を対象とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

健全な地域経済の発展に配慮するため、以下の者については先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業その他公序良俗を害する恐れのある事業を行う者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団に係る者
- ・ 市税（富士見市税条例第3条第1号から第3号までに規定する税及び富士見市都市計画税条例第1条に規定する都市計画税をいう。）を滞納している者

認定した先端設備等導入計画の達成状況を確認するため、進捗状況についての調査を実施する場合がある。